

長寿（後期高齢者）医療制度被保険者の皆さんへ

被保険者証（保険証）をお届けします

現在の「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日までです。新しい保険証は、7月下旬までに簡易書留でお届けします。

古い保険証は8月1日以降ご使用になれません。各自で処分をお願いします。

また、不在などで、7月末日までに保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

お届けする新しい「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の大きさは、約13cm×約9cmの大きさに変更されています。



左記の場合、保険証の更新手続きが必要ですが

自己負担割合が、申請することにより3割から1割に該当すると思われる人（下の3割負担の判断基準を参照）には「申請のご案内」を送付します。

平成20年度の保険料に一定期間の滞納がある人は「更新のお知らせ」を送付し、窓口交付します。

医療機関にかかる負担割合

医療費の自己負担割合は、前年中の住民税課税所得により判定され、1割負担と3割負担（現役並み所得者）に分類されます。

皆さんの負担割合は お届けする保険証に記載している「一部負担金

の割合」の個所に記載されており、次の基準で判定しています。

3割（現役並み所得者）負担の判定基準

平成21年度の被保険者本人の住民税課税所得額が、145万円以上の人

同一世帯に、住民税課税所得額が、145万円以上の被保険者がいる人

ただし住民税課税所得額が145万円以上でも、収入額（年金・給与など収入合計）が下の基準に該当する人は、申請することにより「1割負担」になります。

同一世帯に被保険者が1人
被保険者の収入額...383万円未満

同一世帯に被保険者が2人以上いる
被保険者全員の収入額合計...520万円未満

同一世帯に被保険者が1人（収入383万円以上）で、70歳以上75歳未満の人がいる
被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額合計...520万円未満

保険料について

保険料の

納入通知書を送付

長寿医療制度に加入している人に、保険料に関する通知を7月中旬にお届けします。

送付する通知書に詳細が記載されていますので、「ご確認の上、不明な点はご連絡ください。

6月29日以降に被保険者になった人には、加入月の翌月に送付します。

保険料の軽減

平成20年度の保険料では、所得の低い人の「均等割額」は、世帯の所得水準により、2割・5割・8.5割軽減となっていました。が、平成21年度では、新たに9割軽減が追加されました。（左記参照）

限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）の申請（更新）

現在、減額認定証の交付を

受けていない人

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（減額認定証）の交付を受けることができます。

入院時にこの減額認定証を医療機関に提示すると、下表の通り食事代などが減額され、医療機関での窓口負担も一定額までになります。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けます。後期高齢者医療被保険者証をご持参の上、手続きをしてください。なお、減額認定証は申請を行った月の初日から有効となります。



		自己負担限度額 (月額)	食事代 (1食)	療養病床入院の場合 (3)	
				食事代 (1食)	居住費 (1日)
認定証なし		44,400円	260円	460円 (4)	320円
認定証 あり	区分Ⅱ (1)	入院日数90日以下	210円	210円	320円
			入院日数91日以上	160円	210円
	区分Ⅰ (2)	老齢福祉年金受給者以外	100円	130円	320円
			老齢福祉年金受給者	100円	100円

- 1 区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である世帯に属する人
- 2 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人
- 3 入院医療の必要性が高い人、回復期リハビリテーション病棟に入院している人などは、通常の食事代と同額になります。（居住費はかかりません）
- 4 入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院する場合は420円となります。

現在、減額認定証の交付を

受けている人

現在お持ちの減額認定証の有効期限は、7月31日までです。8月以降も認定が可能な人には、7月中旬に山口県後期高齢者医療広域連合から申請のお知らせを送付します。必ず8月31日までに申請をしてください。

申請場所

市民課高齢者医療係

持参するもの

同封の申請書

後期高齢者医療被保険者証（保険証）

平成20年度の減額認定証

「区分Ⅰ」の減額認定証をお持ちの人で、減額認定証の認定期間内の入院日数の合計が91日以上の場合、申請により、食事代がさらに減額されます。申請の際は病院の領収書など、入院日数の確認できる書類をご持参ください。

問合せ

市民課高齢者医療係
☎0833(7)21400
山口県後期高齢者医療
広域連合事務局
☎083(9)217110

年金天引きから

口座振替に支払方法の

変更ができます

年金から保険料を天引きしている人で、口座振替での支払いに変更を希望する人は、年金からの天引きを中止する手続きを行ってください。

ただし、保険料に滞納がある場合などは、口座振替にできない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

軽減割合 (年間均等割額)	世帯の被保険者と世帯主の所得の合計額
8.5割軽減 (7,090円)	33万円を超えない世帯 (例) 年金収入 夫167万円と妻70万円の被保険者2人のとき 167万円 - 120万円 (公的年金控除) - 15万円 = 32万円 (8.5割軽減)
9割軽減 (4,727円)	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年収80万円以下 (その他各種所得がない) の世帯

65歳以上の人の公的年金所得は、15万円を控除して判定します